

## 平成20年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会

開会 午後3時00分

司会 それでは定刻になりましたので、ただいまより大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。

なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の河田からごあいさつを申し上げます。

河田課長 動物愛護畜産課課長の河田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、環境審議会野生生物部会に御出席を賜り、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより本府の鳥獣保護管理行政に御理解と御協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

本日、この部会より、石井委員を部会長といたしまして、また、大阪府猟友会の理事の改選に伴いまして、樋本会長に新たに専門委員として御参加いただいております。よろしくお願ひいたします。

さて、シカ及びイノシシにつきましては、本府におきまして、長期にわたる安定的な保護を図り、人間と野生鳥獣との共存に資することを目的として、19年3月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法の規定に基づきまして、特定鳥獣保護管理計画をそれぞれ策定いたしたところでございます。

しかしながら、シカ及びイノシシによる農林業等の被害は依然として高い水準で推移しており、地元住民とのあつれきも深刻なものとなっております。地元でも防護さくの設置や被害防止対策を行いまして、あわせて狩猟や有害鳥獣捕獲など、さまざまな対策も実施されてはおりますが、それにもかかわらず、シカ、イノシシともに生息数及び生息地域とも増加、拡大の傾向にあり、被害についてもふえているという傾向が現状となっております。

今回のシカ、イノシシの要保護管理計画につきましては、これまでのさきに、それぞれの保護管理検討会において、専門的立場から、まず1点は、くくりわなの制限の解除、二つ目は、シカの狩猟期間の延長、この2点につきましての御意見をいただき、本日、御提示する事業計画の変更案という形で、本部会にお諮りすることといたしております。

委員の皆様方には、両方の保護管理計画を進める上で、必要な個体数管理にかかる項目であります、くくりわなの制限の解除、また、シカについては、あわせて狩猟期間の延長という内容につきまして御審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会 会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

事前にお送りした資料でございますが、平成20年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会と書いた表紙、その裏の面が、本日の議題となっております。

次に、審議事項に係る資料といたしまして、さきに皆様方あてにお送りし、本日持参いただいたものとして、資料2から資料5までが大阪府シカ保護管理計画（第2期）に係るもの。そして、資料6から資料10までが、大阪府イノシシ保護管理計画に係るものでございます。

なお、事前送付いたしました資料1と資料6につきましては、案といたしまして諮問文書をつけていましたが、本日は、案と内容が同一のもので、知事印を押しました正式な文書をシカとイノシシとそれぞれ用意し、部会長あて、諮問文書をお渡しすることとしております。

なお、皆様方の卓上には知事印を押した諮問文書の写しを置いてございます。

また、卓上には、本日の配席図及び委員名簿、裏面が大阪府環境審議会野生生物部会運営要領を置いてございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

次に、本日の委員の出欠状況でございますが、村上委員及び森本委員の2名につきましては、ほかの用務と日程が重なり、御欠席されております。御出

席いただいている委員につきましては御紹介を省略させていただきますので、恐縮ですが、お手元の名簿及び配席表で御確認いただきたいと存じます。

本日は、委員9名中、7名の御出席をいたしておりまして、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本部会が成立していますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、大阪府から環境審議会に諮問をいたします。

なお、今回、審議いただく事項に関しましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定によりまして、本部会での決議をもちまして審議会の決議とすることとなっております。

それでは、石井部会長より諮問文をお渡しさせていただきます。

河田課長 それでは、知事にかわりまして、諮問文を渡します。

イノシシとシカ、2通ございまして、大阪府知事から環境審議会会长の南様のあてでございますので、本文のみお読みさせていただきます。

大阪府環境審議会会长 南 努 様

大阪府シカ保護管理計画の変更等について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第2項及び第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき大阪府シカ保護管理計画の変更等について、貴審議会の意見を求めます。

平成20年10月2日

大阪府知事 橋下 徹

河田課長 もう一通同じでございますが、大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について、諮問でございます。

大阪府環境審議会会长 南 努 様

大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について、貴審議会の意見を求めます。

平成20年10月2日

大阪府知事 橋下 徹

どうぞよろしくお願ひいたします。

司会 ありがとうございました。これ以降の議事につきましては、運営要領第3条第1項の規定に基づき、石井部会長に議長として議事進行をお願いしたいと思います。

石井部会長、よろしくお願ひいたします。

石井部会長 ということで、今回から朝日先生からバトンを受け取りまして、僭越ながら部会長の大役を務めることになりました。ふなれな点がありまして、いろいろ不手際もあろうかと思いますけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま、諮問文を受け取りました。それで、今回は次第に従いまして、2件の議題について審議していきたいと思います。

本日の進め方ですけれども、先ほどの議事次第にございますが、1件目の大阪府シカ保護管理計画の変更等についてというのを審議いたします。

シカについて、まず採決したいというふうに思います。続いて、同様に2件目のイノシシについても進めるということにいたします。

具体的には、シカにつきまして、まず事務局の方から保護管理計画の変更内容、それから変更理由、これまでに行われましたシカ保護管理検討会、それから公聴会がございましたけれども、この検討の経過、それから、そこで出された意見などについて御説明いただきたいと思います。

その後で、シカについての審議に関しまして、委員の皆さんから御意見、それから御質問をいただきたいと思っております。

それらの議論を経まして、シカ保護管理計画等の変更等について採決したいと思います。

引き続いて、イノシシにつきましても同じ要領でやらせていただきまして、まず事務局から概略について説明を受け、その後にイノシシの審議に関して委員の皆さんから意見や質問をいただくということで、イノシシ保護管理計画等の計画の変更等についての採決をしたいと思います。

それでは、最初に大阪府シカ保護管理計画（第2期）の変更等についての審

議を行います。

事務局から説明いただきたいと思います。

なお、現在までに、検討会などで出された意見もあると思いますので、大阪府としての見解などもありましたら、あわせて御説明いただければと思います。

では、事務局どうぞよろしく。

事務局 動物愛護畜産課野生動物グループの石井といいます。よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、座って御説明させていただきたいと思います。

まず最初に御説明させていただきますのは、平成20年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会資料の方で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただきまして、資料1につきましては、前の分につきましては先ほど読み上げがございましたので、後ろの説明の部分を、確認のため読み上げさせていただきたいと思います。

大阪府では鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条の規定に基づき、大阪府シカ保護管理計画を策定し、その保護管理に努めているところですが、シカによる農林業被害が依然として続いていることから、より一層の被害対策を講じるため保護管理計画を変更し、環境大臣が定める狩猟の制限期間を延長するとともに、禁止すべき猟法の制限の一部を解除するため、同法第7条第7項並びに第14条第2項及び第14条第3項において準用する第4条第3項に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、次に資料2を用いまして、具体的な今回の変更の部分につきまして御説明させていただきたいと思います。

まず、変更内容につきましては、大阪府シカ保護管理計画（第2期）の中の7、数の調整に関する事項につきまして、狩猟期間の延長（1カ月）を追加します。

それから、同じく7、数の調整に関する事項にあります事項に、くくりわなの制限（12センチメートル以内）の解除を追加します。

これにつきまして、変更理由につきましては、大阪府の北部に生息するニホ

ンジカにつきまして、農林業被害防止及び個体数調整のため、上記の変更を行いまして、より捕獲圧を高めるということを考えております。

次に、大阪府シカ保護管理計画（第2期）の変更する項目につきましては、変更前、変更後を下につけておりますが、変更後としまして、13ページから14ページの部分にあります第7の数の調整に関する事項の下の部分に、また、狩猟による捕獲を推進するため、狩猟期間については、現行の11月15日から翌年2月15日までの狩猟期間を1ヶ月延長し、翌年3月15日までとするとともに、くくりわなについては輪の直径が12センチ以内とする獵法で定められている制限を解除するという項目を追加したいと考えております。

次をめくっていただきまして、その後ろについておりますのが大阪府シカ保護管理計画の第2期の変更案ということで、今、説明させていただきました13ページ、14ページの変更部分につきまして、追加を行ったものになっております。内容につきましては、ちょっと説明時間等がありますので、省略させていただきたいと思います。

続きまして、この保護管理計画の後にあります資料3、平成20年度シカ個体数管理方策についてという、この資料で、シカの保護管理検討会及び現状のシカの大坂府内での状況について説明をさせていただきたいと思います。

大阪府の保護シカの検討会につきましては8月19日に開催させていただいております。その中の資料につきまして御説明いたします。

まず、大阪府のシカにつきまして、現状ですが、こちらの表にあります捕獲個体数の推移、平成15年から19年の部分にございますとおり、まず捕獲目標と実績で、捕獲目標が400頭に対しまして、現状19年度につきましては、538頭の捕獲となっております。

それから、捕獲時期の部分を飛ばしまして、狩猟・有害の内訳を見ていきますと、19年度につきましては、有害捕獲が200頭、狩猟での捕獲が338頭となっております。下の説明にありますとおり、下の説明で内訳を説明させていただきますが、平成19年度につきましては、狩猟時のわなによる捕獲個体数は減少しております。これは、この18年度の狩猟での捕獲数が345の内訳が、わな201、銃144頭の捕獲でしたが、19年度の338頭につきましては、わな

156、銃182ということで、わなでの捕獲個体数が減少しております。これは、ちょうど今回のくくりわなの制限が19年度から始まったということで、ちょうどその時期と重なっているということがございます。そのため、くくりわなの制限が影響している可能性が高いと考えられます。

次に、下に移りまして、農林業被害金額の推移につきましては、19年度の農業被害が2,801万、林業被害につきましては951万となっております。林業被害につきましては、17年度以降、大幅に現象してあります。これにつきましては、忌避剤散布、金網等の設置、それから被害を受けやすい林齢の減少、重複被害の発生、それから被害の僅少化、それから造林意欲の低下等によるものが影響していると考えております。しかしながら、農業被害につきましては、各市町村でも現在さくの設置等対策を進めておりますが、17年度以降も増加傾向にございます。

次に、府内での狩猟者登録数の推移につきましては、現在、大阪府内での登録者数は831名となっております。狩猟者数の減少・高齢化につきましては、全国的な傾向でございまして、大阪府内につきましても、この中の高齢化、それから、狩猟者の方の減少につきましては同じような傾向が見られております。

それから、ここにはちょっとデータはつけておりませんが、各モニタリング調査の結果につきまして御説明させていただきますと、まずCPUE、これは捕獲の効率です。捕獲がどれだけ効率よくされているかというデータになるんですが、この数値につきまして、銃につきまして、生息数での増減傾向は見られませんでした。つまり、わなでは捕獲数が下がっておるんですが、銃での、山の中での狩猟につきましては増減傾向が見られなかったということ、山の中での個体数の変化はしていないと思われます。

次に、19年度に糞粒法及びライトセンサス法ということで、定点観測的に北摂地域でシカの調査を行っておるんですが、この二つの調査結果では個体数が増加傾向にございます。

それから次に、出猟カレンダーといいまして、狩猟のされてる方に記録いただいてる目撃情報を解析させていただきますと、目撃及び捕獲のあったメッ

シカ、つまり地域が増加しておりますと、シカの生息域が拡大傾向にあることが認められました。

次のページに移りまして、上記の結果により、全体的に大阪府内のシカの個体数は増加傾向にあると推定されます。

次に、参考までですが、近隣府県での捕獲状況につきましても、各府県、18年度から19年度にかけて、年間の捕獲目標よりも多く捕獲されている状況になっております。

次に、第2期計画の方針としまして、第2期では第1期よりも捕獲圧を高めることを目指しております。これにつきまして、3の方策の部分に移りますが、狩猟の制限につきまして、まず、上の三つにつきましては、現在までに実施しております。上の三つが、雌ジカの狩猟獣化、それから1日の捕獲数制限の緩和、それから狩猟者人口の減少抑止、この三つにつきましては現在まで行っております。今回、この検討会の時点で諮らせていただきましたのは、シカの狩猟期間の延長としまして、1カ月延長しまして、3月15日までとすると。それから、くくりわなの制限緩和としまして、12センチ以内の制限を緩和するというものを提案させていただきました。

検討会の中での結果につきまして御説明させていただきますと、検討会では、ハイカーや山での作業時での安全性の確保についての意見は出されましたか、今回の猟期の延長と、それから、くくりわなの制限緩和につきまして、検討会として了承をいただいております。

次に、1枚めくっていただきまして、資料4に移らさせていただきます。

資料4は大阪府シカ保護管理計画（第2期）の変更の事前協議結果としまして、シカが生息し、また、検討会委員になっていたいただいております7市町村及び隣接府県に意見聴取を行いました。その結果につきましては、全市町村及び隣接府県から異議なしとの回答を得ております。

次をめくっていただきまして、資料5といたしまして、大阪府シカ保護管理計画の変更に伴う公聴会としまして、平成20年9月19日に公聴会の方を開催しております。公聴会には上記6名の方が出席いただきまして、御意見を述べていただきましたが、公述人全員より賛成の御意見をいただいております。

一部条件つき賛成もいただいておりますが、この条件つき賛成につきましては、府民への周知、及び今回の12センチメートルのくくりわなにつきまして、クマ等の錯誤捕獲があった場合での体制づくりについての御意見というのをいただいた上での条件つき賛成となっております。

シカ保護管理計画の狩猟関係の説明は、以上となります。

石井部会長 どうもありがとうございました。

ということで、資料2から資料5まで説明いただきました。

それでは、委員の皆さんから御意見、御質問等いただきたいと思います。

どこからでも結構ですけれども、いかがでしようか。

鳥居委員 最後の話で、錯誤捕獲に関して体制が整っていたらオーケーだとう、賛成だということだったんですが、それは整えられているんですか。

事務局 整えたらオーケーということではなしに、整えるよう努力せよということで、大阪の場合、近隣の京都、兵庫ではクマの出現があります。ただ、大阪の場合は、過去16年に通過したというのがあります。特にふだんの狩猟の中で錯誤捕獲ということはまず考えられないと。ただし、捕獲した場合については、兵庫県等との協力のもと対応するということで、兵庫県さん等に協力はお願いしております。ただし、まだ具体にどこへ持つて行くとか、そういうところまでは協議しておりません。

石井部会長 鳥居委員、いかがですか。よろしいですか。

周知というものもあるんですか。一般市民への、府民への周知ということですけど。

事務局 わなの時期、特にこの時期に入っているということの周知をさせていただくと。特に狩猟期が延びるということで今回諮問させていただいておりますので、それにつきましては、関係市町村の広報、また、府のホームページ等を通じまして、一般の方にも周知していきたいと。それから、このときに話もありましたけれども、山に入るいろんな団体の方々への周知という形で、お知らせするということで考えております。

石井部会長 わかりました。

森下委員 狩猟期が1ヶ月延びると、どれぐらい量がふえるという、効果があ

るんですか。いや、いいんですよ。そういうことじゃなくて、考え方として、それをちゃんと府民に知らせんといかんなということと、もう一つ、こういうふうにして、地球温暖化、どんどん世の中変わってきてるから、気温に合わせて動いてるようなものがありますね。そのことが、ひょっとしたら出てくるもののずれがあって、そしてそうするということと、狩猟期を1カ月延ばすということは、ちょうどタケノコのシーズンに入るんですよね。それで、人がたくさん山に入っているときに狩猟期が延びてくることによって、弊害がないかどうかというようなことも、それはシカだけの問題じゃなくて、社会生活の中で、府がどういうふうにお考えになってるかというのが大事なことになって、延ばすことは確かに被害が出てるから延ばしたらいいけど、延ばすのに、どうして前にじゃなくて後なのかというね。その説明と、そういうことは多分、説明してやらないとわからないことだと思うし、それから大阪府は、ずっと長いことシカについてもイノシシについてもたくさんモニタリングてきてデータがあって考える基礎があるから、そういうようなことを、よその県と違うような答えを出してやるといいのかなと、老婆心ながら。

**石井部会長** なかなか難しい質問かと。実は、議題、本当は逆にやった方がよかったですのかなというふうに思ったりもするんですけど、後からわかることがあるんですけども、ちょっとじゃあ、とりあえずお答えいただければ。

**森下委員** そういうような問題が中に入った事前の周知事項というのを通達していただくとね。

**事務局** まずは、ちょっと済みません。一月延ばすことによってどれだけ多くいうのは、~~イノシシ~~獣師の方で実は、昨年度、1カ月延長しまして、その分での部分が、ちょっと今データ引っ張り出して、大体、この3カ月、11、12、1、2月15日までということで、3カ月間でとれてる分の、その3分の1ぐらいという大ざっぱな考え方でおるところでございます。具体的にちょっと、一月で実際に初めてことしやりましたイノシシの分がどれだけというのは、ちょっとデータ的に、手元にございません、申しわけございません。

**森下委員** 私が言ってるのは、ちょっとだけ違ってね、人間と違って、野生のシカにしてもイノシシにしても、どこで産んでというようなことがあるので、

そういうそれぞれの生物のライフスタイルがあるよね。ライフスタイルの大  
事な時期を外してはかどるかということなのね。

それと、みんなが山に入っていく、ちょうど4月、3月になつたら入ってい  
くね。それにひつかかっていることについての説明をつけておかないと、多  
分これ2月までとしたときには、そういうことで2月までにしてあつたと思  
うの。最初のとき、決めたときに大阪府は、暖かくなるからといって。

**事務局**　これを検討会でお出しさせていただいたときに、御質問にあつた、一  
番ハイカーが入ってくる時期、またタケノコの時期にかかるということで御  
心配いただきました。実際に、その時期というのは府民の方が山に入る時期  
だと思います。その点も踏まえまして、十分周知させていただくということで  
対応させていただきたいと。

それと、なぜ、前に延ばさないで後ろに延ばしたかというところなんですか  
れども、まだ大阪府内でも、やはりマツタケがとれる山が結構あると。その  
関係で、前に延ばす、前の時期というのは、ふだんでも山に入れない、ハイ  
カーさんが入った場合でも、やはり、そういう混乱が起こったり、生じたり  
します。そして、猟の場合、またある程度、有害で入る場合についても、ち  
ょっとその時期はやっぱり遠慮するというところがございます。そういう意  
味もありまして、今回、後ろの方へ延ばさせていただいた。

それと、この捕獲によりまして、数の調整をする上には、雌を主にとりたい  
というところがあります。ちょうどこの3月というのは妊娠時期等にもかか  
りますので、その時期に捕獲することによって増加を抑えたいというような  
ねらいもございまして、今回、後ろの方、一月延ばすということで提案させ  
ていただいております。

**石井部会長**　よろしいですか。

前にすると、またマツタケがあると。

**森下委員**　そうですね。大阪府は、もう3月というのは農繁期になって、それ  
で、農業をする人たちにとっては、この時期にとつてしまふ、狩猟期が重な  
ってというのは、とっても府民じゃないですよ、実際に作物をつくる人にと  
つては大事なことなのね。

石井部会長 よろしいですか、今の件。そういうふうな御説明でよろしいですか。

森下委員 それ、わかりやすくね。私でもわかるように流してくださいね、ホームページを。

樋本委員 シカに対しまして、最近南下、だんだん北から下へ下がってきてるんですね。それで、北摂地方では物すごくふえてるんですよ。だから、狩猟団体といたしまして、農業被害等撲滅するために猟期の延長をお願いしたようなわけなんです。

森下委員 猟期の延長をすることと、それから日本の国が野生生物を大事にしようという生物保護の立場とがちゃんと説明できないと、何をしてるかわからなくなるから。となってしまわないといけないことはわかってるけども、それが野生生物に被害が出ないような形で、適正に数が維持されながらやってますよというアピールをしとかんといかんわけよ、要は。全部とったって私、全然構わへんと思うんだけどね。それ何でかと言ったらね、京都の県境も、兵庫の県境も行き来ができるようになってるから、独立してないから、島じやないんだから、大阪府で1匹もいなくなても大丈夫やと思うんですよ。

鳥居委員 京都でも同じこと言ってると思いますよ。

石井部会長 資料3で、さっき御説明があったことで、まだまだ数はふえてるんだという傾向のもとにやられてるとのことだと思いますけれども。ほかは、ございますでしょうか。

鳥居委員 3月まで延長するということに関して、モニタリングまでは、それはケアされるんですよね。延長した効果はどこにあるのかって。捕獲の日時だとか、場所というのは、モニタリングで確保されるんですよね。

事務局 そうですね。先ほど捕獲効率を調べているC P U Eにつきましては、この延長分につきましてもデータをきっちり蓄積しまして、例えば、その延長の効果がどうであったかとか、延長しているときにどういう捕獲が行われているかということについてデータの検証をきっちりさせていただいて、その結果の中で、検討会、もしくはこういう中で報告をさせていただくと。ま

た、先ほど森下委員も言われてるようすに、府民にもきっちり延長していることについての効果を説明できるようなものをつくっていくということは、心がけるようにしています。

石井部会長 ほかは、いかがでしょうか。

ちょっと素人の質問で申しわけないんですけど、私も動物生態学やってるんですけど、対象が昆虫なもんだからよくわからないんですけどね。これ、12センチというのはどういうサイズなんでしょうか。シカの足、イノシシの足のサイズということから考えて。素人質問で済みません。

樋本委員 狩猟する立場から言いますとね、12センチでも結構なんですよ。ただ、上から真っすぐおりる場合は入るんですよ。動物として、こう斜めに入りますね、こういうぐあいに。ということは、イノシシのけづめにワイヤーがひつかかってかかるないです。今、12センチいうのは、クマの錯誤捕獲の防止に対しての12センチの、はい。それが出たわけなんです。

石井部会長 クマというのは、足は相当大きいですね。

樋本委員 ええ、12センチはやつたら入らんやろうということで。ただ、九州地方、クマのいてないところは全面解除になっておりますからね。大阪も、3年、4年ほど前に、通過の報告だけはございましたけど、それ以外、クマを目撃したという情報はほとんどないですから。できましたら、これも解除していただきたいと。

石井部会長 12センチ以内を解除するというのは、もう無制限になるわけですか。

樋本委員 無制限。というのはね、大きくしたってかかるないです。ある基準があるんですよね。大きいからいいというもんじゃないんですよ。だから、僕らでも、わなかけるのは、大体十五、六センチぐらいの直径なんです。それ以上大きくすると締まるまで時間がかかります。

古川委員 時間がかかるわけやね。

石井部会長 そういうことですか。

鳥居委員 トリガーを踏まないといけないから、こんなでかくしたら、トリガーに落ちないから。

石井部会長 そういうことですね、わかりました。

古川委員 タイミングやね。

樋本委員 タイミングの問題なんです。

森下委員 いや、そりやね、撃つよりは、わなでとる方が、ずっとやっぱり精神的に安定するわな。

鳥居委員 いや、あのね、撃つ方がはるかに安全なんです。欧米だとね、鉄砲で撃つということは安楽死の条件に入ってるんですけど、薬殺、よく日本では安楽死りますけど、欧米だと薬殺は、下手すると安楽死に入らないんです。よっぽど条件よくないと。鉄砲で撃つと一発で死んじゃいますから。銃の方は安楽死と認めてくれてますが。

それと、わなだと、後で聞こうかなと思ったんだけど、普通の方、鉄砲を持たないでわなやる人は、それをつかまえると、今度、殺すまでが大変なんです。この中に、後ろにありますけど。

樋本委員 とめさし。

鳥居委員 そう、とめさしを猟友会の方に協力してもらうと書いてあるんですが、とめさしのために、わざわざ猟友会の人が行かなきゃいけない。わなだけのために。わなかける人は、鉄砲持っていない人がかけることができるんですよ。二重手間になるんで、できたら一発で、こっちの方が僕は勧めてるんですけどね。

森下委員 だから、最初は全部わなでいったんだよね。そして、ある時期から、やっぱり猟友会の人たちが、鉄砲の方が効率がいいもんだから、どんどん変わっていって、わなをかける人がだんだん少なくなって、わなを上手にかけ切れなくなってるんだよね、今。

樋本委員 それはありますね。

石井部会長 ちょっと部会長が余計なこと聞いて、何か盛り上がってしまいしたけど。

そうしましたら、ほかはいかがでしょう。要点としましては、狩猟期間の1カ月の延長ということですけど、3月の方向に延長すると。それから、くくりわなの制限として、12センチ以内というのを解除すると、この2点なんで

すけども、よろしいですか。大体、御意見、御質問出ましたかね。

そうしましたら、この件に関しまして議決をしたいと思いますけれども、この件、二つの件ですね、狩猟期間の延期、それから、くくりわなの制限の解除、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

鳥居委員 延長ですね。

石井部会長 延長ですね。ごめんなさい、延長ですね。

どうもありがとうございました。この件は異議なしとさせていただきたいと思います。

それでは、同様に2件目の大坂府イノシシ保護管理計画の変更等についてということについて、審議に移りたいと思います。

まず、事務局から御説明いただきたいと思いますが、現在までの検討会などで示された意見などについてもあわせてお聞かせいただければと思います。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 そうしましたら、引き続き石井の方から説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、資料6からということになります。資料6の諮問につきまして、後ろの説明のところからさせていただきます。

大阪府では鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画を策定し、その保護管理に努めているところでですが、イノシシによる農林業被害が依然として続いていることから、より一層の被害対策を講じるため保護管理計画を変更し、環境大臣が定める禁止すべき猟法の制限の一部を解除するため、同法第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

資料7に移りまして、大阪府イノシシ保護管理計画の変更についてを御説明させてもらいます。

先ほど部会長から御指摘ありましたとおり、順番的にこちらの方から先に説明した方がわかりやすかったというのは、実は、イノシシにつきましては猟

期の方を延長しております。今回、イノシシの変更内容としましては、猶期の延長はもうされておりますので、もう1点、7、数の調整に関する事項という部分にあります、くくりわなの制限、12センチメートル以内の解除を追加という、この1項目になっております。変更理由につきましては、大阪府域に生息するイノシシについて、農林業被害の防止、個体数調整のため、上記の変更を行い、より捕獲圧を高めるものとしております。

それから、大阪府イノシシ保護管理計画の変更する項目といたしましては、19ページの部分に、変更前、変更後というのを入れておりますが、くくりわなについては、輪の直径が12センチメートル以内とする獵法で定められている制限を解除するという文言を追加させていただきたいと思います。

資料7の次のページからは、また同じくイノシシの保護管理計画の変更部分を追加した変更案となっておりますが、この分については省略させていただきたいと思います。

次に、資料8に移らせていただきまして、こちらは8月27日に開催させていただきましたイノシシの検討会の中で使わせていただいた管理方策の資料になっております。こちらの方で、イノシシの現状につきまして御説明させていただきたいと思います。

まず、現状につきまして、捕獲個体数の推移ですが、平成19年度につきましては1,257頭ということで、平成18年度の1,583頭から320頭ほど捕獲数については減少しております。

その下の狩猟・有害の内訳を見ていきますと、特に今回対象となっております狩猟でのわなの捕獲数になりますが、表ですらっとあるのでちょっと見にくいんですが、表の下から三つ目、19年度が393頭ということで、これは18年度が535頭であったのに対して393頭ということで、142頭の減少が、狩猟については落ちているということになっております。これについて、まず銃器についての捕獲数については、ほぼ前年度と同じ頭数になっておりますが、わなについての捕獲は、有害捕獲、狩猟、どちらにおいても減少しているという状態になっております。

農林業被害の金額の推移につきましては、18年度と比較して、19年度につき

ましては、農林業被害については減少しております。これにつきましては、理由につきましては、後ほど考察の部分で御説明させていただきたいと思います。

その次の府内への狩猟者登録数につきましては831と、先ほどと同じで、全体的に減少傾向、それから高齢化の傾向があります。

それから、捕獲個体の調査の結果はちょっと省略させていただきまして、次のページをめくっていただきます。お願いいいたします。

まず、近隣府県の捕獲状況につきましては、平成18年度、19年度の比較について、各周辺の四つの府県につきましても減少傾向にあります。

それから、次の各種モニタリング調査の考察になりますが、まず、先ほどと同じくC P U E、捕獲効率で全体を見させていただきますと、有害捕獲については、18年度と比較しまして、19年度、銃猟、銃での捕獲はほぼ横ばいでですが、わな猟については減少傾向にあると。狩猟についても、19年度はわな猟が減少傾向にある。

それから、先ほどちょっといろいろとお話をありました、猟期延長期間中の北部、つまりシカが生息する地域での狩猟の捕獲数、狩猟者数につきましては、シカの誤認捕獲等を避けるためだと思われるのですが、イノシシの捕獲数、それから狩猟者数は減少傾向にあります。

以上のことから、イノシシの現状につきましては、19年度の捕獲数は昨年度と比較して減少しておりますが、銃での捕獲数、つまり山の中に入つての捕獲については大きな増減傾向がありませんので、一つ考えられるのは、捕獲数減少の要因は、イノシシが里においてこなかったこと。それからもう1点、わなでの捕獲数が落ちてるもう一つの要因として、くくりわなの制限の影響によるものと考えられます。

次に、方針としましては、イノシシ対策への方針としましては捕獲圧を高めること、それからイノシシの雌個体の捕獲効率を上げること、狩猟免許取得者を増加させることとなつております。

これに対する方策としまして、狩猟の制限につきましては、今まで二つ、狩猟期間の延長と狩猟者人口の減少抑止につきましては実施しております。今

回、検討会のときに提案させていただいておりますのは、くくりわなの制限緩和ということで、12センチ以内の制限の緩和を提案させていただきました。

今回、この検討会の結果につきましては、検討会として、制限を緩和することについては了承いただいております。

そうしましたら、次、1枚めくっていただきまして、同じく大阪府のイノシシ保護管理計画の変更の事前協議結果につきまして御報告いたします。

イノシシの生息等に関する大阪府内の31市町村、それから隣接府県、四つの隣接府県に意見聴取を行いまして、3市より、表にありますような安全面等の対策についての意見等がございましたが、31市全体につきましては、異議なしという意見をいただいております。

それから隣接4府県につきましても、意見聴取の結果、異議なしという回答を得ております。

次に、資料10に移りまして、大阪府のイノシシ保護管理計画の変更に伴う公聴会を、シカと同じく9月19日に開催させていただきまして、7名の公述人の方が出席いただきました。全体としましては、公述人全員に賛成の意見をいただいております。条件つき賛成の意見につきましては、この表の中の1番目の保全協会さん、自然保護団体さんからは、先ほどのシカのときと同じくクマとの錯誤捕獲の対策について考えておくということと、それから、こういう延長、それからくくりわな等についての周知、府民への周知についての意見をいただいております。

それから八尾市さんにつきましては、くくりわなの安全面の対策をきちんととるようという意見をいただいております。

イノシシの説明につきましては以上になります。

**石井部会長** ありがとうございました。先ほどと同じパターンの説明です。

今回は、既に狩猟期間の延長というのは済んでおりますので、くくりわなの12センチ以内という制限の解除のみということではありますけれども、それで御意見、御質問あつたらお願いいいたします。

**鳥居委員** 資料9なんですが、岸和田市で二つ要求が出てまして、危険度に関する情報の透明性を確保していただきたいというのは、これは多分行政に対

した文章だと思うんですよね。二つ目は、設置に関して、付近住民への周知の徹底を図っていただきたい。設置するのは獣友会ですよね、獣師ですよね。これは、獣師に周知しろと言っている質問なんですね、これ。そうすると、その回答に関しては、獣友会さんの方が本来は答えるべき話であって、行政がこれでオーケーだというふうに言うわけにいかないじゃないですか、この段階では。

**石井部会長** いかがでしょか。

**事務局** 私どもとしましては、わなの設置につきましては、標識設置というのは義務づけられております。大きさ等についても指定されておりまして、特に獣友会さんを通じまして、狩猟される方に対しては、特にわなの場合、周辺の木なり、地域に標識をちゃんと設置すること。それから設置している区域の周りに、大きく看板を立てるというようなことをお願いしております。そういう指導を獣友会に対してさせていただいているということで、この周知を図っていくという部分をクリアしているものというふうに考えております。

**鳥居委員** いいですか。会長さんの方がオーケーしているんならいけますけど。これはだから、文章としては、要求は、獣友会さんに要求していることだと、僕は思うんですね。

**樋本委員** 一応ね、岸和田さんのやつね、わなをかけるにしても、地元の土地の占有者、この許可をいつもいただいております。それで設置させていただきます。むやみやたらにかけてるんじゃなくて、土地の占有者の許可をいただからないと、これ、法律違反になってきますから。そういうことで。

**石井部会長** 鳥居委員、よろしいですか。

**鳥居委員** 結構です。

**古川委員** わなしかける人も大変だよ。土地の所有者探さないかんもんね。

**石井部会長** 幼児・児童等による事故の可能性ですか、幼児や児童が行く場所には設置しないんですか、基本的には。可能性はやっぱりあるんですか。

**樋本委員** 先日、枚岡で、有害で、くくりわなにかかりましたね。あれも恐らく普通の方なら入っていかないところなんですね。ただ、それが、わなをかけた人が入って行ったもんやから、子供が探検ごっこみたいな感じでつい

て行ったんですよ。

古川委員 それは危ないね。

樋本委員 だから、その方が設置されて、帰って20分以内にかかってるんですよ。ということは、わな自体がどこにかかっているかというのは普通わからぬいんですよね。標識あっても、ここにあるということでないんです。~~獲物のための道~~ 使うんですか、通い道にかけてますので、普通の一般の方が見られて、ここにわながあるというのはわからないです。普通、獣師以外は入っていかないところへかけてるんで。

石井部会長 看板設置して、例えば、児童・幼児がそれを読めるかどうか。読んだとしても、何書いてあるか、内容がわからない可能性もあるわけです。

樋本委員 そしてね、この間かかったんは、生駒の頂上の奥なんです。そこには、手前には、もうイノシシの看板、イノシシ出没注意、平仮名で書いてます。もうだれでも読めるように。ただ、恐らくあのときは、大人の人が、ああいうわからないところへ入って行ったもんやから、何か探検ごっこいうようなことを聞いてましたからね。

石井部会長 マムシ注意みたいな、見たらすぐわかるような。

樋本委員 そういうような、わな設置中いうような看板も掲げております。

石井部会長 何か、イラストなんか入ってるといいかもしれませんですね。

森下委員 子供には、わながどんなに大変なものかという理解ができないわけね。だから、それで、石川県でクマが寄って来ないようにといって音楽を流して、それから、ここは危険ですからというようにしたら、クマが音楽の鳴る方に寄って来ちゃって、来たという。要は、音楽があるところへ来ると人がいて、そして人がいれば、そこに御飯があると思ってるから。

樋本委員 逆効果なわけね。

森下委員 野生生物が変化してるということもわからんといかんね。

石井部会長 なるほどね。哺乳類は学習しますからね。

森下委員 だから、子供が学習するよりもイノシシが学習する方が早いんだよね。

石井部会長 それはそうかもわかりませんね。

樋本委員 <sup>シシ</sup> 前年度、獅子の捕獲数、少なかったというのは、銃猟に関しては変わりないですね。わなに関しては、山にえさが豊富にあったということですね。今まで、箱おりにかけてまして、そこへ、えさのないときまでは来とったんですが、実り出して落ち出したときには、もうおりてこない。その場合は、くくりわなが一番ベターであろうと思われるんです。そやから、箱おりで去年はとれた頭数は、ほとんどないんじゃないですか。えさが豊富で。

石井部会長 ほかに何か御意見、御質問ございますか。

ちょっと、こだわるところはないですか。

又野委員 イノシシ先行して猟期延びてますけど、それに対して府民から何かクレームとか問い合わせとか、そんなんはこの間あったでしょうか。

事務局 私どもの方には、特に聞いておりません。

又野委員 トラブルは。

事務局 はい。トラブルが発生したというのは入っておりません。

石井部会長 よろしいですか。

事務局 実は、今回の資料を事前にお送りさせていただいたときに、本日御欠席の村上委員から意見ということで文書をいただいております。先ほどのシカの部分も含みまして読み上げさせていただきたいと思います。

まず、今やっておりますイノシシの保護管理計画の変更についてでございますけれども、捕獲個体数の結果を見ると、わなによる捕獲が減少しており、それに伴って、全体の捕獲数も低下し、これだけを見るとイノシシの個体数は減少傾向にあるように見える。しかし、目標である捕獲個体数に達していないし、被害も減少していない。モニタリング調査の活用により、イノシシの個体分動向を把握する手法の開発が必要である。今後の個体分の増減傾向、捕獲の効果をきっちり把握するためには、捕獲結果でも、特に成獣の雌雄と獵銃の区別は必要であり、早急に、できれば今期から有害捕獲、狩猟とともにデータをとれるように努めること。目標である被害の半減や、捕獲数を達成するためにも狩猟時の捕獲効率を上げる必要があり、大阪ではクマの錯誤捕獲はほとんど問題とならないので、くくりわなの制限解除を行うことについては同意する。

ということで、イノシシの管理計画についての御意見をいただいております。それと、あわせて先ほどのシカの部分ですけれども、過去のデータを見ると、以前は捕獲での抑制効果があったが、現在は、シカの個体数は増加傾向にあることがわかる。また、農業被害についても依然増加している。そのため、個体数及び農業被害の増加を抑えるため、狩猟時の捕獲圧を高める獵期の延長、くくりわなの制限解除を進めることに同意する。また、現状の計画のシミュレーションは、現在のシカ生息数も増加しつつある状況に合致していないため、設定している初期頭数など見直しを行い、現状に即したものに修正すること。それに伴い、目標とする捕獲数も異なるはずなので、至急に検討を行うこと。ただ、林業被害が激減しており、被害防除の必要がないような資料が提出されているが、林業においては、林業家が新たな植林を行われていないことや、奥地の被害を把握していないことなどにより、被害があたかもないように見えているのではないか。林業被害については、もう少し客観的な被害の把握手法の開発などが必要となると思われる。

この御意見をいただいております。

**石井部会長** ありがとうございました。

いずれにしても、村上委員も、両方とも賛成としてくださってるということですね。特にモニタリングをしっかりやるようについてのこと、あと、シミュレーションについてしっかりやるようについての御指摘でありますけれども。委員の先生方、ほかいかがですか。

**鳥居委員** 今の村上委員の話だと、雄雌、把握するようにとありましたけど、そのときについてに、箱わななのか、くくりわななのか、かごわななのか、箱わな違うな。

**樋本委員** 囲いわな。

**鳥居委員** 囲いわなですね。それで、それもついでに、それぞれわかつたら。

**事務局** 現在の出獵カレンダーで、獵友会さんがかなり努力して書いていただける分に、箱わな、くくりわな、囲いわなの区別の印を入れていただけてるので、その横に成獣、雌雄の区別も入れさせていただく予定ですので、そのあたり細かいデータをできるだけ解析できるように収集したいと思って

おります。

石井部会長 よろしいですか。

資料8で、上の二つ目の表の狩猟・有害の内訳というのがありますけど、この有害捕獲の中の不明という項がありますよね。これがちょっと気になつたんですけど、これはどういうものが入るんですかね。正味わかんないんだとは思うんですけど。

事務局 全体的には、例えば網にかかつたりとか、農地で網をかけてるところにひつかかってるものとか、そういうものも含めたちょっと不明という、具体的にわなと鏡で仕分けがちょっとしづらい、捕獲でしづらいもののデータを不明という形で、報告で上がつてきている分でして、大分、今回、19年度についても記入は、これは市町村さんの方からの報告で上げていただいてて、大分、少なくはなつてきておるんですけど、ちょっとあいまいなもの等が含まれているということで、具体的なことは。

石井部会長 こういうのをなくすようになんてこともあるんでしょうね。

樋本委員 いや、この中には恐らく交通事故も含まれると思います。

石井部会長 交通事故ですか。

樋本委員 はい。

又野委員 くだらないことなんんですけど、資料3と資料8のトーンが違つて、見る方にはとても見にくいで、同じようなトーンで書いていただきたい。

石井部会長 3と、ああそうか、シカとイノシシで。

又野委員 次回からで結構ですけど。一生懸命、比べるのが大変なので。

石井部会長 なるほどね。

又野委員 多分、まとめた方が違うんだと思うんですけど。

石井部会長 ということで、これはもう、やり方の問題ですね。

ほかはいかがでしょうか。

特にないようでしたら、イノシシにつきましては数の調整に関する事項で、くくりわなの制限、12センチメートル以内の解除を追加するということあります。これについて御異議ないでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

石井部会長 それでは、どうもありがとうございました。本部会の議決が大阪府の環境審議会の議決になるということで、このシカ、イノシシともにお認めいただけたということにしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、この機会ですので、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

笹川委員 猿友会の方にお聞きしたいんですけど、笑うような話なんんですけど、私たち、イノシシとかシカとか肉を食べる方になってるんですけども、そういうもんにおいては、検体と言うていいのか、検査、病気持つてないかとか、そういうようなことはなさってるんですか。表からいくと、何か抜き取りみたいな感じで。

樋本委員 高槻で、支部で、ある程度の検体は出しておると思います。茨木なんかは出てると思います、検体は。今、これに載つてあると思うんですよね。

笹川委員 何かこう見てると、10何頭に対して、抜き取りとかやから、ああ抜き取りかなんて思っては見てたんですけどね、店頭で私たちが買いに行つた場合ですよ、~~特殊で~~あるようですから、能勢の奥まで撃たれたのを買いに行つたりしますとね。

樋本委員 ただ、それが撃たれた獣子であるか、飼い獣子であるかは、ちょっと疑問ですね。私のグループは、絶対、販売はしてないんですよ。もうグループの人間で分けるだけなんです。

笹川委員 私ら、~~天王~~の方まで行つますけど。

事務局 検体のサンプル数が、なかなか粹が、全体的なものというのはちょっと少なくは見られるんですが、できる限り各地域の部分で対象をとっていただいて、各地域のもののデータを集計していると。1地域だけに固まると、その地域はわかつても、ほかの地域というのはわからないということがありますので。

あと、実際のところ、調査を行つてゐる研究所の方でも、例えばちょっとおかしい、おかしいという表現は變なんんですけど、ちょっと毛の抜けてるようなイノシシとか、そういう状況のものの報告があつた場合は、そういうものを猿友会の方から連絡をいただいたら、それをまた調査に回すようなことも、連絡はやりとりさせていただいてますので、余りそういう、何か野生のもの

で、状況がちょっと気になるようなものがある場合は、府の方の研究関係の方に情報が来るような形はとっていますので、あとはもう本当に、野生動物ですね、加熱等して、きっちり処理した上で食べていただくということを注意いただければ大丈夫かと思います。

鳥居委員 さっきの話に出た、不明の数が多いやつは、死んでたっていうやつは入ってないんですね。

事務局 そうですね。入ってないですね。実際、とったものということで全部集計させていただいてます。

鳥居委員 なるほど。イノシシは、だから、何か原因不明で死んでるやつはおつかないから、手は出さないですね、この分は。

古川委員 シカは、北摂に多いわかるけど、イノシシは、大体、北摂というのは多いですか。

樋本委員 多いですね。ただ、去年の錯誤捕獲、シカもございまして、追い山はほとんどしてないでしょう。というのは、犬でどうしても追いますわね。犬に関しては、イノシシ、シカ区別なく追ってくれますので。だから、犬がとるのを嫌がって獣をしないという方は大分ふえてると思います。そやから、実質、イノシシ、1ヶ月伸びたからいうて、それだけ実質動いているかいたら、ほとんど動いてないと思います。

石井部会長 よろしいですか。

ほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、皆さんの御協力のおかげで最後までまいりました。採決も終わりましたので、これ以降の進行については事務局にお返ししたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひします。

司会 ありがとうございました。

本日、部会で諮詢を受けて御審議いただいた内容につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領に基づきまして、知事に対して、環境審議会から答申されることとなっております。

なお、大阪府環境審議会、いわゆる本審議会は11月7日に開催の予定です。その際に、石井部会長から本日の審議及び採決について御報告いただく予定

です。

それでは、予定していた時刻より早いですが、何もなければ、本日の会議は  
これで終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。